

# みんなので築く国民年金

21年度の国民年金保険料は月額1万4660円

平成21年度(4月〜来年3月)の保険料は、月250円引き上げられ、月額1万4660円です。

保険料は、金融機関、社会保険事務所、コンビニエンスストア(一部を除く)で納付できます。なお、市役所では納付できませんのでご注意ください。

## 20年度分の納め忘れがないかも一度納付書の確認を

保険料を納め忘れたまま納付期限から2年を過ぎると時効となり、納付できなくなります。

また、納付期間が不足すると、将来受け取る年金額が減少したり、受け取れなくなったりする場合があります。また、障害のある状態になったときに受け取れる障害基礎年金や、死亡したときに受け取れる遺族基礎年金も受け取れない場合があります。納め忘れがないかも一度納付書をご確認ください。

※詳しくは、立川社会保険事務所 0374へ。

## 経済的な理由で納付が困難な方は免除・猶予の申請を

経済的な理由で納付が困難な場合は、申請して承認されると保険料の納付が免除(全部または一部)される制度や猶予される制度があります。

◇申請 印鑑、雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証(お持ちの方)を持参し、市役所年金係または東部出張所へ

## 学生で納付が困難な方は「学生納付特例制度」の申請を

学生も20歳になったら国民年金に加入し、保険料を納めなければなりません。収入が少なく保険料の納付が困難な場合は、申請して承認されると保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

20年度分(昨年4月〜今年3月)の申請がまだの方は、今年4月末までに申請すれば、昨年4月にさかのぼって承認されます。

また、21年度分(4月〜来年3月)を希望する方は、4月以降に申請

してください。社会保険庁からながきが送られた方は、記入し投函すると手続きできます。

◇申請 学生証、印鑑を持参し、市役所年金係または東部出張所へ

## 保険料を追納すると受給額が減りません

保険料の免除(全部または一部)や学生納付特例制度の承認を受けた方は、保険料の全額を納めた方と比べて、将来受け取れる年金額が少なくなります。ただし、免除・猶予期間から10年以内であれば、あとから保険料を納付(追納)することで、年金の額を通常の額で受け取ることができます。

追納は、免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して2年度以内であれば当時の保険料額のまま納付できます。3年度目からは当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、早めの追納がお勧めです。

希望する方は、立川社会保険事務所に連絡してください。

※詳しくは、立川社会保険事務所 0374へ。

## 公的年金に係る所得に対する個人住民税の支払い方法が変わります

10月から特別徴収(年金から天引き)へ

公的年金を受給されている方は、今まで公的年金にかかる個人住民税を銀行の窓口や口座振替で納めていたのですが、10月から年金より天引き(特別徴収)されます。

これによる新たな税負担は生じません。

◇対象 4月1日現在、65歳以上の公的年金受給者で個人住民税を納税されている方のうち、老齢基礎年金などの年額が18万円以上の方

☆介護保険の特別徴収対象でない方、特別徴収税額が老齢

が必要で、

◇申請 退職日のわかる証明書(雇用保険被保険者離職票など)、印鑑、年金手帳を持参し、市役所年金係または東部出張所へ

☆退職後、厚生年金や共済組合加入中の配偶者(第2号被保険者)に扶養される方は、配偶者の勤務先で第3号被保険者への変更手続きをしてください。

※詳しくは、市役所年金係へ。

## 会社を退職したときは国民年金の手続きを忘れずに

20歳以上60歳未満で第2号被保険者(厚生年金や共済組合)に加入している会社員や公務員などが退職したときは、国民年金へ加入する手続きをしてください。

また、退職した方に扶養されていた配偶者は、第3号被保険者から第1号被保険者への変更手続き